

実施方針に関する質問への回答

NO.	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	3	第1	1	(7)			事業期間	「ただし、本市の都合により現本庁舎の活用期間の期限を延長することが必要となった場合は、本市と事業者で協議を行うものとする。」とあります。現時点で想定される延長期間があるならお示し願います。	現時点で想定される延長期間はありません。
2	7	第2	4	(2)	ア	(ア)	入札参加者の構成員及び協力会社の資格要件	京都市上下水道局契約規定第6条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿、同規定第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿のいずれにも登録されていない場合、京都市上下水道局告示第36号に基づき資格審査申請を行い、資格登録されれば、本入札に参加できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	7	第2	4	(2)	ア	(ア)	入札参加者の構成員及び協力会社の資格要件	「京都市上下水道局契約規定…同規定第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者…であること。」とありますが、京都市競争参加資格申請では、「工事」と「測量、設計等」の重複登録が認められておりません。「工事」の資格のみ有している企業が、「設計に当たる者」の構成員又は協力企業として入札に参加することは可能でしょうか。	「入札参加者の基本的な参加資格要件」に定める名簿への登録等については、「測量設計」や「工事」といったように特定の種類のみに限定していませんので、「工事」で登録している者が当該登録以外の業務別の参加資格要件を満たせば、「設計業務」を兼務することは可能です。
4	14	第4	1	(1)			敷地面積	敷地面積8500㎡は確定でしょうか？計画内容によって変更提案は可能でしょうか？	敷地面積は8,500㎡となります。事業者の計画内容による変更は認められません。
5	15	第4	3	(1)			災害からまちとくらしを守る庁舎	非常用発電機を設置した場合、BCP対策として燃料供給サービスの契約を市が直接、供給事業者と契約を行うとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
6	15	第4	3	(2)	ア		新庁舎	上下水道局部分と資産活用スペースについて合築を前提にされておられますが、分棟の提案も可能でしょうか？	要求水準を満たすものであれば、建物の形状等は事業者の提案に委ねます。
7	20	別紙					第三者賠償リスク	善良な管理者行為を行っている状況においての施設の劣化による第三者賠償リスクは市帰責にてお願いします。	実施方針のとおりとします。